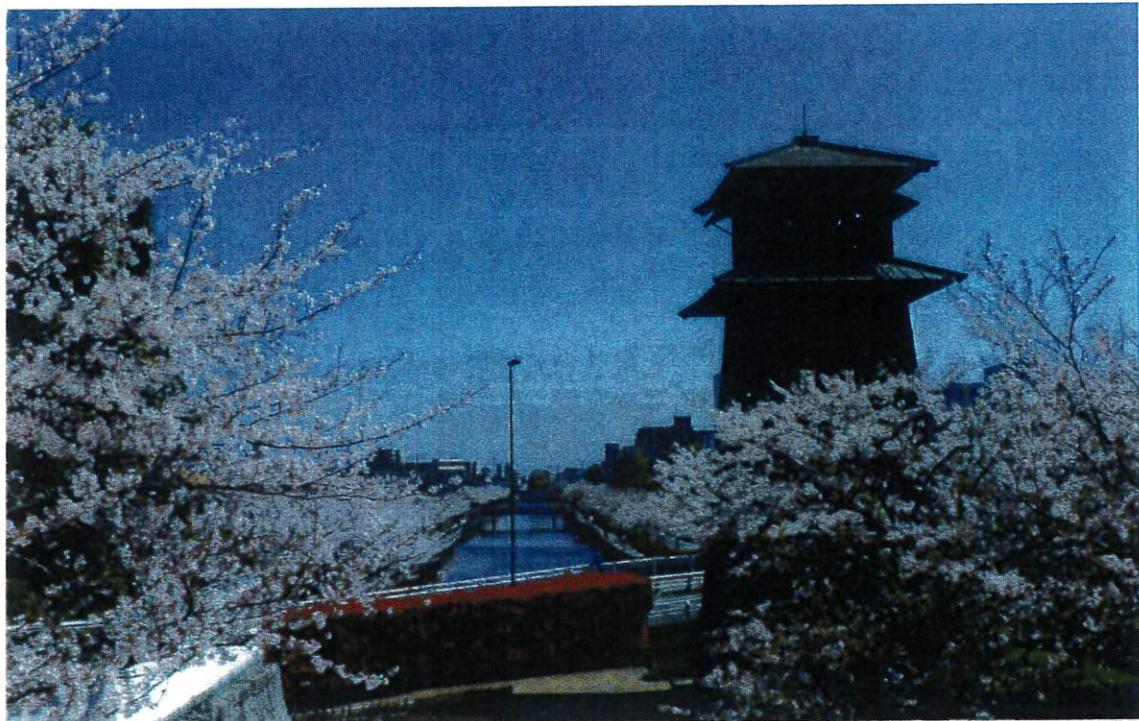


令和6年度 江戸川労働基準監督署の行政運営

～安心して働き活躍できる TOKYO ～

「働き方改革」を推進して労働環境の整備に取り組みます



～船堀新川沿いの千本桜と火の見櫓～

管内状況

当署は江戸川区を管轄しています。江戸川区は東京都の最東部に位置し、区内人口は約 70 万人を抱え、区周辺は江戸川をはじめ荒川や中川など豊かな河川と東京湾に面した水辺を有し、全国で初めて親水公園を整備するなど、豊かな水と緑が共生する都市でもあります。

管内の適用事業場数は 14,504 事業場で、170,837 人の労働者が就労しています(令和 3 年経済センサス活動調査による)。

産業の特徴としては、適用事業場のうち、商業が 32%、飲食店などの接客娯楽業が 9% を占めていますが、これらの多くは鉄道各駅付近に集中しています。また、ものづくりを支える金属製品製造業などの町工場が 14% 立地しています。

区内には東西に 5 本の鉄道と環状道路や都心に向かう高速道路、主要幹線道路が通っており、こうした交通網は、都心に 15 分程度で行ける立地の良さから道路貨物運送業が盛んで大規模な物流拠点（トラックターミナル）が設置しています。

江戸川労働基準監督署の業務と状況

1 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行います。また、管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者の労働時間把握が義務化されたこと、面接指導の対象要件が拡大されたこと等改正労働安全衛生法の履行確保を引き続き推進します。

2 中小企業及び令和6年度時間外労働時間上限規制適用開始業務等の事業場に対する周知及び支援

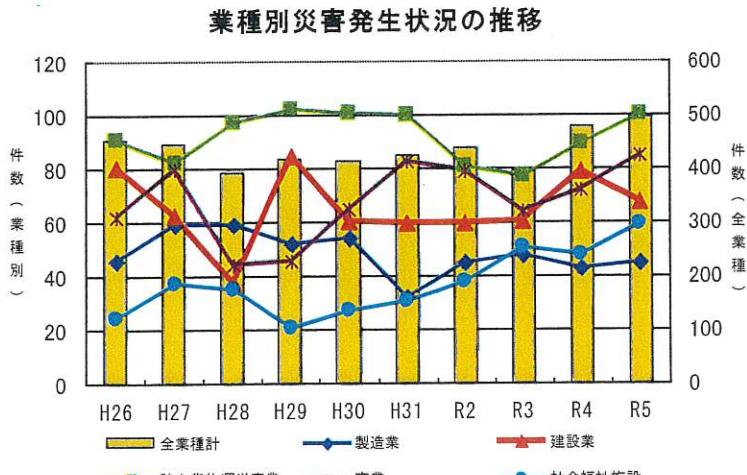
当署管内の中小企業事業者の皆様や令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設業、道路旅客・貨物運送業及び医療保健業の事業者の皆様に対して、長時間労働の削減に取り組んでいただくために、労働時間相談・支援班が中小企業事業主団体への出張説明会や監督署での説明会及び個別訪問を実施し、働き方改革関連法をはじめとした労働関係法令や労務管理・健康管理について、きめ細かな周知及び支援等を行います。

また、労働時間相談・支援コーナーにおいては、常時、労働時間相談・支援班が中小企業事業者の皆様からの相談に対応し、法制度の説明や具体的な改善策について、懇切丁寧な対応に努めます。

3 死亡災害等の撲滅及び労働災害の発生状況に応じた労働災害防止の徹底

(1) 労働災害の防止対策

令和5年に発生した休業4日以上の労働災害（以下記載する死亡災害や死傷災害の件数は、新型コロナウイルス感染症のり患による災害件数を除くものとする。）は495件で、前年より18件増加しました。業種別にみると、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）が最も多く、次いで、商業、建設業、社会福祉施設、製造業の順で発生しており、これらを合わせると全体の約70%となります。



死亡災害については、平成30年以降は毎年発生しており、令和5年の死亡災害は2人、建設業及び、陸上貨物運送事業で発生し、前年の5人から3人減少しました。

【第14次労働災害防止計画】

当署では、令和5年度からの5年間の本計画において、「死亡災害を発生させない」「2027年の休業4日以上の死傷災害を453人以下（5%以上減少）とする」ことを基本目標に挙げ、重点業種である運輸交通業（道路貨物運送業等）、建設業、小売業、社会福祉施設、製造業に対する各種指導の実施等に取り組んでいきます。

(2) 化学物質対策

職業ガンなどの職業性疾患を防止するため、化学物質を取り扱う事業場に対しては、重点的に臨検監督等を行い、ばく露の防止、管理の徹底について指導を行います。

(3) 健康確保対策

当署管内の労働者数 50 名以上の事業場における定期健康診断結果の有所見者数の割合は 61.83%で、全国及び東京の平均値を上回っています(全国 58.76%、東京 56.26%)。

また、ストレスを感じる労働者の割合も増加していることから、メンタルヘルス、心身の健康づくり、快適な職場づくりの取組みについて推進を図ります。

引き続き、健康づくりを推進する「健康づくり研究会」(東京労働基準協会連合会江戸川労働基準協会支部と共に開催)を運営し、セミナー等の講習会も開催します。

4 一般労働条件の履行確保・最低賃金の周知

(1) 一般労働条件の履行確保対策

① 労働相談及び申告への対応

令和 5 年に寄せられた労働相談は 5811 件でした。

相談内容は、賃金不払 1224 件、労働時間制度等 927 件、年次有給休暇 745 件、就業規則 354 件、解雇 704 件でした。

このうち労働基準法等の法令違反に関する申告の受理件数は 85 件で前年より 12 件減少しました。

申告内容は、賃金不払が最多の 58 件、次いで解雇が 8 件でした。

② 事業場に対する監督指導

令和 5 年度に監督指導を実施した事業場数は 806 件でした。そのうち 451 事業場で法違反が認められ、違反率は 55.9% (前年度 51.9%) でした。

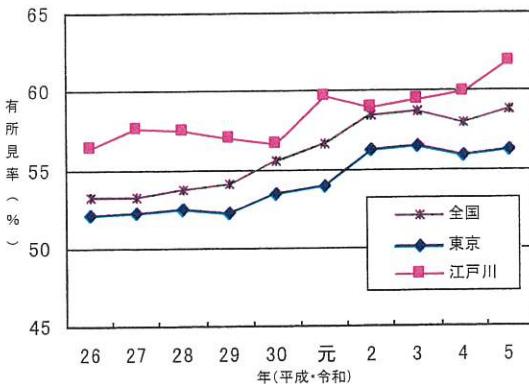
今後も労働基準法、最低賃金法等の履行確保のため、長時間労働の抑制や賃金不払残業の解消をはじめ、一般労働条件確保改善対策の推進を図ってまいります。

(2) 最低賃金額の周知

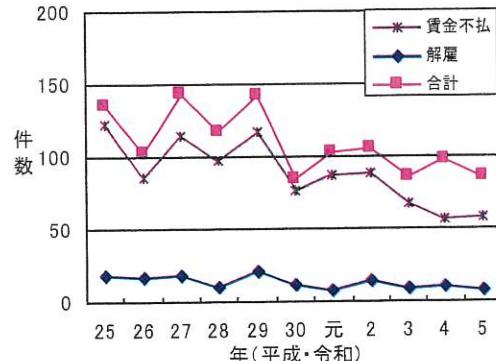
令和 5 年 10 月 1 日から、東京都最低賃金は 時間額 1,113 円となっています。最低賃金額は、原則毎年 10 月に改正されるのでご確認ください。

また、労働者の賃金引上げのための環境整備に役立つ業務改善助成金等、各種国の助成金についてもご案内しておりますので、ぜひご活用ください。

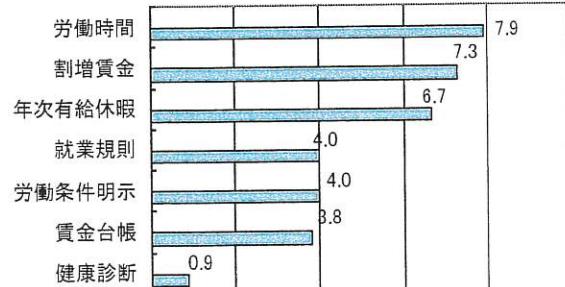
定期健康診断の有所見率の推移



申告件数の推移



違反率(%)



東京都最低賃金のお知らせ

令和 5 年 10 月 1 日から
東京都最低賃金が
かわりました！



時間額

1,113 円

前年比
41 円
UP
東京で働くすべての労働者に適用されます

【イラスト協力】江戸川区商店街連合会
「商売繁盛エドレンジャー」

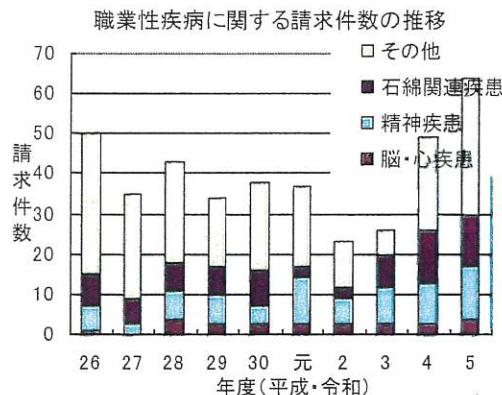
5 迅速・適正な労災補償業務の推進

労働保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用されます。そのうち労災保険は、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷、疾病に対して保険給付を行う制度です。

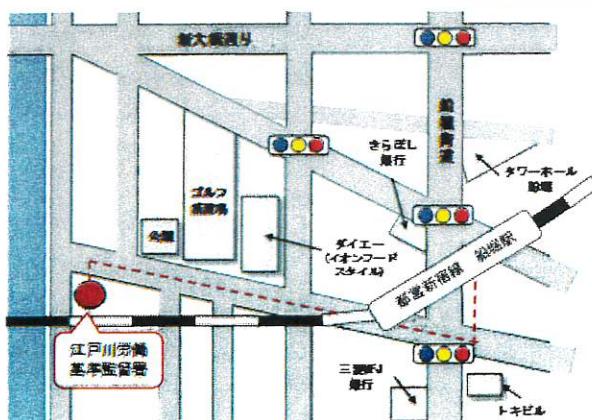
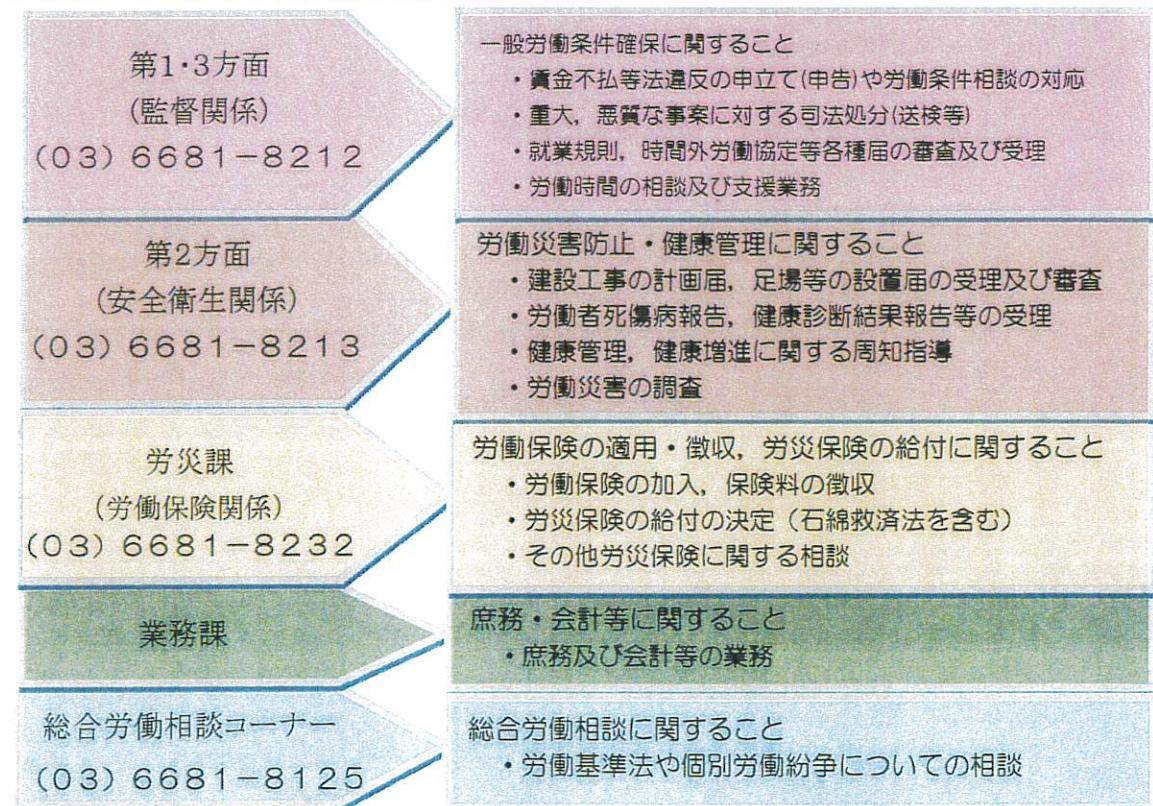
令和5年度の職業性疾病(熱中症を除く)に関する請求件数は64件、うち脳心臓疾患4件、精神疾患13件、石綿関連疾患13件でした。

引き続き、労災保険の請求に対し、迅速・適正な処理を行い、労働保険の適用については、未手続き事業場の解消を図ります。

上記のほか「デフレ脱却のための総合経済対策」等に基づき、賃金引上げに向けた環境整備や同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組にも対応することとしています。



江戸川労働基準監督署の組織



江戸川労働基準監督署

〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-4-11
(都営新宿線船堀駅から徒歩7分)

QRコード▼

東京労働局ホームページの「江戸川労働基準監督署からのお知らせ」には、各種情報を掲載しております。
是非ご覧ください。



(令和6年4月)